

騒音・振動規制のてびき ＜工場・事業場 編＞

騒音規制法
振動規制法
千葉県環境保全条例

平成31年1月

千葉県環境局環境保全部環境規制課

工場・事業場において

- 特定施設（送風機・圧縮機・冷凍機など）
の設置・変更
- 特定作業の実施 など
をする場合は届出が必要です

1 規制対象施設・作業

(1) 騒音規制法に基づく特定施設（騒音規制法施行令別表第一）

1	金属加工機械 イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限る。） ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。） ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ホ 機械プレス（呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。） ヘ せん断機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。） ト 鍛造機 チ ワイヤフォーミングマシン リ ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。） ヌ タンブラー ル 切断機（といしを用いるものに限る。）
2	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）（※1）（※2）
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	建設用資材製造機械 イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。） ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
7	木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。） ハ 碎木機 ニ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。） ホ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。） ヘ かんな盤（原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）

※1 冷凍機（エアコン室外機を含む。）を除く。ただし、一定規模以上の冷凍機は、千葉県環境保全条例に定める特定施設である（p.3 参照）。

※2 原動機の定格出力が 7.5 kW 以上の送風機を有する冷却塔（クーリングタワー）を含む。

※ 振動規制法・千葉県環境保全条例における特定施設との関係について、「騒音・振動関係法令の特定施設早見表」を p.16 に示しています。

(2) 振動規制法に基づく特定施設（振動規制法施行令別表第一）

1	金属加工機械 イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ロ 機械プレス ハ セン断機（原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。） ニ 鍛造機 ホ ワイヤフォーマリングマシン（原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。）
2	圧縮機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）（※1）
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。）
6	木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
7	印刷機械（原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。）
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。）
9	合成樹脂用射出成形機
10	鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

※1 冷凍機（エアコン室外機を含む。）を除く。ただし、一定規模以上の冷凍機は、千葉県環境保全条例に定める特定施設である（p.4参照）。

※ 騒音規制法・千葉県環境保全条例における特定施設との関係について、「騒音・振動関係法令の特定施設早見表」をp.16に示しています。

(3) 千葉県環境保全条例に基づく特定施設及び特定作業

ア 騒音に係る特定施設（条例施行規則別表第6(1)）（※1）

1	金属加工機械 (1) 液圧プレス（矯正プレスに限る。） (2) 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン未満のものに限る。） (3) ベンディングマシン（ロール式以外のもので原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。） (4) セン断機（原動機の定格出力が1キロワット以上3.75キロワット未満のものに限る。） (5) ブラスト（タンブラスト及び密閉式のものに限る。） (6) 製びょう機 (7) 製てい機 (8) 切断機（といしを用いるもの以外のものに限る） (9) 平削機 (10) 型削機 (11) 研磨機 (12) 自動やすり目立機（原動機の定格出力が1.5キロワット以上のものに限る。）
2	圧縮機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上7.5キロワット未満のものに限る。ただし、冷凍機を除く。）
3	送風機（排風機を含み、原動機の定格出力が3.7キロワット以上7.5キロワット未満のものに限る。）
4	粉砕機 (1) 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット未満のものに限る。） (2) 食料加工用粉砕機（ただし、ロール式の穀物用製粉機にあつては、原動機の定格出力が7.5キロワット未満のものに限る。） (3) その他の用に供する粉砕機（破砕機及び摩砕機を含む。）

5	繊維機械 (1) 紡績機械 (2) 編組機 (3) ねん糸機
6	建設用資材製造機械 (1) コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラント及び混練機の混練容量が 0.45 立方メートル未満のものに限る。） (2) アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 キログラム未満のものに限る。）
7	木材加工機械 (1) チッパー（原動機の定格出力が 2.25 キロワット未満のものに限る。） (2) 帯のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上 15 キロワット未満のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上 2.25 キロワット未満のものに限る。） (3) 丸のこ盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上 15 キロワット 未満のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上 2.25 キロワット未満のものに限る。） (4) かな盤（原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上 2.25 キロワット未満のものに限る。）
8	鋳造型機（ジョルト式以外のものに限る。）
9	ニューマチックハンマー
10	ロール機
11	自動製瓶機
12	ドラム缶洗淨機
13	ロータリーキルン
14	コルゲートマシン
15	重油バーナー（重油使用量が毎時 15 リットル以上のものに限る。）
16	走行クレーン (1) 天井走行クレーン（原動機の定格出力の合計が 7.5 キロワット以上のものに限る。） (2) 門型走行クレーン（原動機の定格出力の合計が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
17	集じん装置
18	冷凍機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。）
19	原動機（船舶又は車両等の原動機として使用されるものを除く。） (1) ディーゼルエンジン（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。） (2) ガソリンエンジン（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。） (3) ガスタービン
20	クーリングタワー（原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上 7.5 キロワット未満のものに限る。）
21	営業を目的として設置される原動機付二輪車（道路交通法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車のうち自動二輪車及び同項第 10 号に規定する原動機付自転車並びにこれらを改造したものをいう。）による断郊競技施設
22	精米機

※1 次に掲げる施設を除く。

- (1) 電気事業法第 2 条第 1 項第 18 号に規定する電気工作物
- (2) ガス事業法第 2 条第 13 項に規定するガス工作物
- (3) 鉱山保安法第 13 条第 1 項に規定する特定施設（同法第 2 条第 2 項ただし書に規定する附属施設に設置されるものを除く。）

※ 騒音規制法・振動規制法における特定施設との関係について、「騒音・振動関係法令の特定施設早見表」を p.16 に示しています。

イ 振動に係る特定施設（条例施行規則別表第6(2)）（※1）

1	金属加工機械 （1）圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。） （2）製管機械 （3）液圧プレス（矯正プレスに限る。） （4）ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が37.5キロワット未満のものに限る。）
2	圧縮機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上7.5キロワット未満のものに限る。ただし、冷凍機を除く。）
3	送風機（排風機を含み、原動機の定格出力が3.7キロワット以上のものに限る。）
4	粉砕機 （1）土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上7.5キロワット未満のものに限る。） （2）食品加工用粉砕機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。） （3）その他の用に供する粉砕機（破砕機及び摩砕機を含む。ただし原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
5	木材加工機械 チップパー（原動機の定格出力が2.2キロワット未満のものに限る。）
6	冷凍機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）

※1 次に掲げる施設を除く。

- （1）振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域の地域外に設置される特定施設（p.5参照）
- （2）電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物
- （3）ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物
- （4）鉱山保安法第13条第1項に規定する特定施設（同法第2条第2項ただし書に規定する附属施設に設置されるものを除く。）

※ 騒音規制法・振動規制法における特定施設との関係について、「騒音・振動関係法令の特定施設早見表」をp.16に示しています。

ウ 騒音及び振動に係る特定作業（条例施行規則別表第7）（※1）

1	板金若しくは製缶又は金属のつち打ち、研磨若しくは切断の作業
2	鉄骨又は橋梁の組み立ての作業（建設又は建築の現場作業を除く。）
3	ブルドーザー、トラクターショベル、バックホウその他これらに類する整地機又は掘削機を使用する作業（建設現場における作業を除く。）
4	建設車両若しくは建設機械の修理又は整備をする作業
5	木材又は石材の加工作業
6	材料置場、原料置場、建設機械置場その他これらに類するものにおける材料等の搬入又は搬出の作業

※1 騒音規制法及び振動規制法に規定する特定施設並びに千葉県環境保全条例別表第6に定める特定施設（上記ア及びイ）を設置して行う作業を除く。

2 規制対象地域

(1) 騒音規制法に基づく指定地域（平成4年千葉市告示第97号）

騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域として、騒音規制法の規定に基づき市長が指定した地域を「指定地域」といいます。

千葉市は、市内全域が指定地域となっており、特に騒音防止が必要と認められる一部の地域について、特別地域（緩衝地帯）を設けています。

この指定地域は4つに区分されており、概ね次のとおりです。

区 域	都市計画法における用途地域
第1種区域	第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域
第2種区域	第1・2種住居地域、準住居地域及び市街化調整区域並びに第1特別地域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域（ただし、第1特別地域を除く。） 並びに第2特別地域
第4種区域	工業地域及び工業専用地域（ただし、第1特別地域及び第2特別地域を除く。）

備考

- 1 第1特別地域とは、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域であって、第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に接する境界から50メートル以内の区域をいう。
- 2 第2特別地域とは、工業地域及び工業専用地域であって、第1・2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域に接する境界から50メートル以内の区域をいう。

(2) 振動規制法に基づく指定地域（平成4年千葉市告示第100号）

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域として、振動規制法の規定に基づき市長が指定した地域を「指定地域」といいます。

千葉市は、工業専用地域を除いた地域が指定地域となっています。

この指定地域は2つに区分されており、概ね次のとおりです。

区 域	都市計画法における用途地域
第1種区域	第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域 及び準住居地域並びに市街化調整区域
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(3) 千葉市環境保全条例に基づく規制対象地域

騒音規制法及び振動規制法に定める指定地域と同じです。

3 規制基準

(1) 騒音規制法に基づく規制基準（平成4年千葉市告示第97号）

指定地域内に特定工場等（特定施設を設置する工場又は事業場。以下同じ。）を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準（敷地境界線における騒音の大きさの許容限度）を遵守しなければなりません。

なお、特定工場等においては、特定施設以外のものから発生する騒音も含めて規制の対象となります。

時間の区分 区域の区分	昼間 午前8時～午後7時	朝・夕 午前6時～午前8時 及び 午後7時～午後10時	夜間 午後10時～ 翌日の午前6時
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

備考

第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

(2) 振動規制法に基づく規制基準（平成4年千葉市告示第100号）

指定地域内に特定工場等を設置している者は、当該特定工場等に係る規制基準（敷地境界線における振動の大きさの許容限度）を遵守しなければなりません。

なお、特定工場等においては、特定施設以外のものから発生する振動も含めて規制の対象となります。

時間の区分 区域の区分	昼間 午前8時～午後7時	夜間 午後7時～翌日の午前8時
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

備考

第1種区域又は第2種区域の区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域における規制基準は、この表に掲げる値から5デシベルを減じた値とする。

(3) 千葉市環境保全条例に基づく規制基準

騒音規制法及び振動規制法に定める規制基準と同じです。

4 届出

指定地域内において特定施設等を設置・変更等しようとする者は、届出をしなければなりません。届出には正副2部が必要です（届出様式は市ホームページからダウンロードできます。）。届出先は、p.15をご覧ください。

(1) 騒音規制法に基づく届出

	届出が必要な場合	届出期限	届出書類	
			届出書様式	添付書類
1	指定地域内において工場又は事業場に特定施設を設置しようとする場合 ＜法第6条＞	設置工事開始日の30日前まで	特定施設設置届 (様式第1)	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙3 ・見取図 ・特定施設の配置図 ・平面図・立面図 ・特定施設の構造図 ・消音施設等の図面 ・騒音の計算書 ＜詳細は p.13 参照＞
2	<ul style="list-style-type: none"> ・一の地域が指定地域となった際、現にその地域内において工場又は事業場に特定施設を設置している場合 ・一の施設が特定施設となった際、現に指定地域内において工場又は事業場にその施設を設置している場合 ＜法第7条＞	指定地域となった日又は特定施設となった日から30日以内	特定施設使用届 (様式第2)	
3	特定施設の種類ごとの数を変更する場合(※1) ＜法第8条＞	変更工事開始日の30日前まで	特定施設の種類の数変更届 (様式第3)	
4	騒音の防止の方法を変更する場合(※2) ＜法第8条＞	変更工事開始日の30日前まで	騒音の防止の方法変更届 (様式第4)	
5	氏名、住所、工場又は事業場の名称、所在地等に変更があった場合(※3) ＜法第10条＞	変更があった日から30日以内	氏名等変更届 (様式第6)	
6	特定工場等に設置する特定施設のすべての使用を廃止した場合 ＜法第10条＞	使用を廃止した日から30日以内	特定施設使用全廃届 (様式第7)	
7	特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受け又は借り受け、相続又は合併により承継した場合 ＜法第11条＞	承継があった日から30日以内	承継届 (様式第8)	

※1 特定施設の種類の数を増加しない場合又はその施設に係る直近の届出により届け出た数の2倍以内の数の増加する場合は、必要ありません。

(例) 送風機(8kW)5台を届出・設置済みで、以下に掲げる変更を行う場合の届出要否

(1) 5台のうち2台を廃止する場合

→ 送風機の数が増加しないため、届出不要(5台すべてを廃止する場合は特定施設使用全廃届が必要)

(2) 5台のうち2台を新たな送風機(8kW)に更新する場合

→ 送風機の数が増加しないため、届出不要

(3) 5台のうち2台を新たな送風機(5kW)に更新する場合

→ 送風機の数が増加しないため、届出不要。ただし、千葉県環境保全条例上の送風機(騒音/振動に係る特定施設)の数が増加するため、条例上の届出が必要

(4) 5台のうち2台を新たな送風機(10kW)に更新する場合

→ 送風機の数が増加しないため、届出不要

(5) 新たな送風機(10kW)を3台増設する場合

→ 増設後の送風機の数(8台)が届出済みの数の2倍(10台)以内であるため、届出不要。ただし、千葉県環境保全条例上の振動に係る特定施設としての送風機の数が増加するため、条例上の届出が必要

※2 防止方法の変更により騒音が増加しない場合(騒音防止設備の改善等)は、届出の必要はありません。

※3 工場等の所在地の変更とは住居表示の変更であって、工場・事業場の移転による変更ではありません。移転の場合は、1及び6による届出が必要となります。

(2) 振動規制法に基づく届出

	届出が必要な場合	届出期限	届出書類	
			届出書様式	添付書類
1	指定地域内において工場又は事業場に特定施設を設置しようとする場合 ＜法第6条＞	工事開始日の30日前まで	特定施設設置届 (様式第1)	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙3 ・見取図 ・特定施設の配置図 ・平面図・立面図 ・特定施設の構造図 ・消音施設等の図面 ・振動の計算書 ＜詳細は p.13 参照＞
2	<ul style="list-style-type: none"> ・一の地域が指定地域となった際、現にその地域内において工場又は事業場に特定施設を設置している場合 ・一の施設が特定施設となった際、現に指定地域内において工場又は事業場にその施設を設置している場合 ＜法第7条＞	指定地域となった日又は特定施設となった日から30日以内	特定施設使用届 (様式第2)	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設の種別及び能力ごとの数を変更する場合(※1) ・特定施設の使用の方法を変更する場合(※1) ＜法第8条＞	変更工事開始日の30日前まで	特定施設の種別及び能力ごとの数・特定施設の使用の方法変更届 (様式第3)	
4	振動の防止の方法を変更する場合(※2) ＜法第8条＞	変更工事開始日の30日前まで	振動の防止の方法変更届 (様式第4)	
5	氏名、住所、工場又は事業場の名称、所在地等に変更があった場合(※3) ＜法第10条＞	変更があった日から30日以内	氏名等変更届 (様式第6)	
6	特定工場等に設置する特定施設のすべての使用を廃止した場合 ＜法第10条＞	使用を廃止した日から30日以内	特定施設使用全廃届 (様式第7)	
7	特定工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受け又は借り受け、相続又は合併により承継した場合 ＜法第11条＞	承継があった日から30日以内	承継届 (様式第8)	

※1 特定施設の種別及び能力ごとの数を増加しない場合又は使用時間の開始時刻の繰上げ若しくは終了時刻の繰下げを伴わない場合は、届出の必要はありません。

(例) 圧縮機(8kW)5台を届出・設置済みで、以下に掲げる変更を行う場合の届出要否

(1) 5台のうち2台を廃止する場合

→ 圧縮機(8kW)の数が増加しないため、届出不要(5台すべてを廃止する場合は特定施設使用全廃届が必要)

(2) 5台のうち2台を新たな圧縮機(8kW)に更新する場合

→ 圧縮機(8kW)の数が増加しないため、届出不要

(3) 5台のうち2台を新たな圧縮機(5kW)に更新する場合

→ 圧縮機(8kW)の数が増加せず、新たな圧縮機が届出規模未満であるため、届出不要。ただし、千葉県環境保全条例上の圧縮機(振動に係る特定施設)の数が増加するため、条例上の届出が必要

(4) 5台のうち2台を新たな圧縮機(10kW)に更新する場合

→ 圧縮機(8kW)の数は増加しないが、圧縮機(10kW)の数が増加するため、届出が必要

(騒音規制法と取扱いが異なるので注意) (5) 新たな圧縮機(10kW)を3台増設する場合

→ 圧縮機(10kW)の数が増加するため、届出が必要(騒音規制法と取扱いが異なるので注意)

※2 防止方法の変更により振動が増加しない場合(振動防止設備の改善等)は、届出の必要はありません。

※3 工場等の所在地の変更とは住居表示の変更であって、工場・事業場の移転による変更ではありません。移転の場合は、1及び6による届出が必要となります。

(3) 千葉市環境保全条例に基づく届出

	届出が必要な場合	届出期限	届出種類	
			届出書様式	添付書類
1	工場又は事業場に特定施設を設置しようとする場合 ＜条例第 62 条＞	工事開始日の 30 日前まで	特定施設設置(使用)届 (様式第 1 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙 3 ・見取図 ・特定施設の配置図 ・平面図・立面図 ・特定施設の構造図 ・消音施設等の図面 ・騒音・振動の計算書 ＜詳細は p.13 参照＞
2	一の施設が特定施設となった際に工場又は事業場にその施設を設置している場合 ＜条例第 64 条＞	特定施設となった日から 30 日以内		
3	以下の事項を変更する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・種類及び能力ごとの数 (※1) ・騒音・振動の防止の方法 (※2) ・構造、使用の方法 ・工場等に常時勤務(使用)する従業員の数 ・工場等の敷地面積、建築面積及び所在地の属する地域の用途地域の種別 ・特定施設の種類ごとの通常の日における使用の開始及び終了の時刻 ・特定施設の設置工事着工予定日及び使用開始年月日 ＜条例第 65 条＞	変更 30 日前まで	特定施設構造等変更届 (様式第 3 号)	
4	特定作業を実施しようとする場合 ＜条例第 63 条＞	作業開始日の 30 日前まで	特定作業実施届 (様式第 2 号)	
5	一の作業が特定作業となった際現にその作業を行っている場合 ＜条例第 64 条＞	特定作業となった日から 30 日以内		
6	以下の事項を変更する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・特定作業の場所、実施の期間及び作業の時間 ・特定作業の目的に係る施設 ・騒音、振動の防止の方法 ・特定作業の種類 (※3) ・特定作業に常時従事(勤務)する従業員の数 ・特定作業に要する土地の面積及び当該特定作業を行おうとする場所の属する地域の用途地域の種類 ・特定作業の開始予定年月日 ・使用する重機等の種類、形式、能力ごとの数 ＜条例第 65 条＞	変更 30 日前まで	特定作業施設等変更届 (様式第 4 号)	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙 2 ・見取図 ・組織図 ・事業経歴書 ・建物配置図及び重機等の配置図
7	氏名、住所、工場又は事業場の名称、所在地等に変更があった場合 (※4) ＜条例第 68 条＞	変更があった日から 30 日以内	特定施設等氏名等変更届 (様式第 6 号)	
8	特定施設のすべての使用を廃止した場合 ＜条例第 68 条＞	使用を廃止した日から 30 日以内	特定施設等使用廃止届 (様式第 7 号)	
9	工場等に設置する特定施設のすべてを譲り受け又は借り受け、相続又は合併により承継した場合 ＜条例第 69 条＞	承継があった日から 30 日以内	特定施設等承継届 (様式第 8 号)	

※1 特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合又は使用時間の開始時刻の繰上げ若しくは終了時刻の繰下げを行わない場合は、届出の必要はありません。また、騒音のみに係る特定施設の種類ごとの数の変更の場合、その施設に係る直近の届出により届け出た数の 2 倍以内の数に増加する場合についても、届出の必要はありません(騒音規制法と同様の取扱い)。p.7, 8 も参照。

- ※2 騒音又は振動の防止方法の変更により騒音又は振動が増加しない場合（騒音・振動防止設備の改善等）は、届出の必要はありません。
- ※3 特定作業の目的に係る施設の変更であって、騒音及び振動の増加を伴わない場合（騒音・振動防止設備の改善等）は届出の必要はありません。
- ※4 工場等の所在地の変更とは住居表示の変更であって、工場・事業場の移転による変更ではありません。移転の場合は、1又は4及び8による届出が必要となります。

5 勧告及び命令

(1) 計画変更勧告（騒音規制法第9条、振動規制法第9条、千葉市環境保全条例第66条第1項）

市長は、特定施設の設置若しくは数等の変更、特定作業の実施若しくは変更の届出があった場合において、工場若しくは事業場又は特定作業の場所（以下「工場等」という。）から発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことによりその工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該工場等の設置者に対し、その届出を受理した日から30日以内に、計画の変更を勧告することがあります。

(2) 改善勧告・改善命令（騒音規制法第12条第1項・第2項、振動規制法第12条第1項・第2項、千葉市環境保全条例第66条第2項、第71条第1項・第2項）

市長は、工場等から発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことによりその工場等の周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、当該工場等の設置者に対し、騒音・振動の防止の方法等の改善を勧告することがあります。また、計画変更勧告に従わないで特定施設を設置し、若しくは特定作業を実施しているとき又は改善勧告に従わないときは、命令を行うことがあります。

6 報告及び検査

(1) 報告の徴収（騒音規制法第20条第1項、振動規制法第17条第1項、千葉市環境保全条例第107条）

市長は、特定施設等の設置者に対し、特定施設の状況等について報告を求めることができます。

(2) 立入検査（騒音規制法第20条第1項、振動規制法第17条第1項、千葉市環境保全条例第108条第1項）

市職員は、工場等に立ち入り、特定施設その他の物件を検査することができます。

7 罰則（騒音規制法第29条～第33条、振動規制法第24条～第28条、千葉市環境保全条例第114条～第118条）

事業者が改善命令に従わないとき、届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき又は報告若しくは検査を拒んだときは、罰則が適用されます。

8 その他（適用除外）

騒音規制法及び振動規制法において、次に掲げる施設に該当する特定施設は、騒音規制法及び振動規制法に定める設置・変更等の届出、計画変更勧告等の規定は適用されず、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法の相当規定の定めるところによります。ただし、規制基準の遵守義務は課せられます（適用除外とはなっていない）。

- (1) 電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物
- (2) ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物
- (3) 鉱山保安法第13条第1項に規定する特定施設（同法第2条第2項ただし書に規定する附属施設に設置されるものを除く。）

なお、千葉市環境保全条例においては、上記(1)～(3)の施設は特定施設又は特定作業から除外されているため、規制の対象外です。

騒音規制法・振動規制法（設置）の届出 記入例

様式第1

特定施設設置届出書

法人代表者印

※ 届出には正副の両方に届出者の押印が必要となります。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

千葉市長

変更の場合には、設置届出書ではなく、別様式の変更届出書が必要になります。
(騒音規制法・振動規制法 第8条関係)

届出者

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
千葉市中央区〇〇町〇〇-〇
〇〇プレス工業(株)
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印



騒音規制法第6条第1項
振動規制法第6条第1項

の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇プレス工業(株) 千葉工場		※ 会社名でなく、事業所としての呼称を記入してください		
工場又は事業場の所在地	千葉市中央区〇〇町〇〇-〇		※ 受理年月日	年月日	
工場又は事業場の事業内容	自動車部品 プレス加工		※ 施設番号		
常時使用する従業員数	30人		※ 審査結果		
△騒音の防止の方法	別紙のとおり		※ 備考		
特定施設の種類の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)
別紙3のとおり					

備考 1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行例別表第1に掲げる項番号及び記載すること。

2 騒音(振動)の防止の方法の欄については、別紙によることとし、消音器の位置、音源室内の防音装置、遮音塀の設置等騒音(振動)の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。

3 ※の欄には、記載しないこと。

4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

5 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに変えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

詳細は別紙3に記入してください

千葉県環境保全条例（特定施設設置）の届出 記入例

様式第1号（第4条第1項、第15条第1項、第35条第1項、第52条第1項関係）

法人代表者印
 ※ 届出には正副の両方に届出者の押印が必要となります。
 平成〇〇年〇〇月〇〇日

特定施設設置（使用）届出書

千葉市長

届出者 住所（所在地）

千葉市中央区〇〇町〇〇-〇

氏名（名称及び代表者の氏名）

〇〇プレス工業(株)

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

この届出 職氏名

の取扱者 施設部長 〇 〇（電話番号）245-5191

（連絡先電子メールアドレス）

@

千葉県環境保全条例〔第17条第1項・第19条第1項・第30条第1項・第31条第1項・第62条第1項・第64条第86条第1項〕の規定により、次のとおり届け出ます。

本届出を管理・保管する方の連絡先を記入ください

変更の場合には、設置届出書ではなく、別様式の変更届出書が必要になります。（市条例 第65条関係）

届出に係る特定施設の区分	1 ばい煙等 2 水質 3 騒音・振動 4 悪臭		
工場等の名称	〇〇プレス工業(株) 千葉工場	会社名でなく、事業所としての呼称を記入ください ※整理番号	
工場等の所在地	千葉市中央区 〇〇町〇〇-〇	※受理年月日	
都市計画法の用途地域	工業地域	※備考	
特定施設の種類の等	別紙3のとおり	詳細は別紙3で記入してください	
△特定施設の構造	別紙のとおり	業種（産業分類）及び主要生産品目	自動車部品 プレス加工
△特定施設の使用の方法	別紙のとおり	常時勤務（使用）する従業員数	30人
△汚染物質等の処理の方法又は防止の方法	別紙のとおり	工場等の通常の始業及び終業の時刻（操業時間）	9:00~18:00
△汚染物質等の汚染状態及び量	別紙のとおり	敷地面積及び建築面積	敷地 1500m ² 建物 450m ²
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙のとおり	公害防止のための組織及び担当責任者の氏名	管理部長 〇〇 〇〇
特定施設設置工事着手予定年月日 及び使用開始予定年月日	平成 〇〇 年 〇 月 〇 日 平成 〇〇 年 〇 月 〇 日		

備考

- ※印の欄については、記入しないこと。
- △印の欄については、別紙1から4までのうち該当するものによること。
- 用紙の大きさは、図面、表などやむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

提出期限に注意！！
 “工事着手日”の30日前です。

法律・条例共通 別紙3 記入例

冷凍ショーケースや空調機の室外機は冷凍機に該当します。冷凍機の公称能力は、圧縮機の出力値を記載します（冷暖房能力ではありません。）。

別紙3

騒音及び振動に係る特定施設の概要

施設の種類	機械プレス	空気圧縮機	送風機	冷凍機	クーリングタワー
設置年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
使用年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
型式	ABC-55X	DEF-55Y	JK30L	GHP600	〇〇
公称能力	300kN (30t)	22.0kW	30kW	3.75kW+4.5kW	5.5kW
数	2	1	1	4	1
使用時間	8:00~17:00	8:00~17:00	0:00~24:00	0:00~24:00	0:00~24:00
使用状況	通年使用	通年使用	非常時	夏期のみ	夏期のみ
騒音防止の方法	屋内設置	屋内設置	距離減衰による	防音壁設置	防音壁設置
振動防止の方法	防振架台	防振架台	防振ゴムパッド	防振ゴムパッド	—
添付書類及び図面	1 特定施設の配置図 2 工場等の敷地の周囲約100メートルの見取り図 3 敷地内の建物の平面図・立面図 4 特定施設の構造図（カタログ・承認図又は写真） 5 消音施設等（建屋を含む）構造及び設置位置を示す図面 6 騒音振動の計算書			※ 規則第37条 特定施設構造等の変更届出 変更事項 1 特定施設の種類及び能力ごとの数 2 特定施設の構造 3 特定施設の使用の方法 4 騒音等の防止の方法 5 その他規則で定める事項	

添付書類に関する注意事項

添付書類は別紙3に記載の書類を、以下の点に注意のうえ用意し、添付してください。

- 1 見取図 : 周辺の目印となる建物を含め、現地確認に行ける程度の地図、案内図
- 2 特定施設の配置図 : 敷地内のすべての特定施設の配置が明確にされた図面
- 3 平面図・立面図 : 敷地内のすべての建物の平面図・立面図（特定施設の設置場所を含む）
- 4 特定施設の構造図 : 特定施設ごとのカタログ等（型式・公称能力、平面図・立面図が明示された図書）
- 5 消音施設等の図面 : 壁や屋内設置等により防音等措置をする場合は、それぞれの構造・大きさ・位置
- 6 騒音・振動の計算書 : 敷地境界における騒音・振動予測結果を明確にした計算書（計算過程を含む）
 <計算上の留意点>
 - ・届出時の計算書については、特定施設から発生する騒音・振動のみを対象として計算する必要があります。すべての特定施設から発生する騒音・振動を合算し、計算してください。ただし、振動については、防振架台等の、振動の防止のための措置を講ずる設備等のカタログを、計算書に替えることができます。
 - ・騒音・振動の予測地点は、敷地内からの騒音・振動が大きいと思われる敷地境界線上の地点とし、その地点において規制基準を遵守していることを明示してください。原則として敷地の周囲4方向での予測が必要ですが、騒音・振動の影響が明らかに小さい地点については、予測を必要としません。
 - ・騒音・振動の発生場所及び予測地点並びにその間の距離を明示した図面を添付してください。
 - ・騒音・振動の防止措置を行うことにより規制基準を遵守する場合は、当該措置による減衰量の算出に必要なデータも明示してください。

騒音規制法・振動規制法（変更）の届出 記入例

様式第3

特定施設の種類の数
 特定施設の種類及び能力ごとの数
 特定施設の使用の方法
 変更届出書

法人代表者印
 ※ 届出には正副の両方に届出者の押印が必要となります。
 平成〇〇年〇〇月〇〇日

千葉市長

届出者 千葉市中央区〇〇町〇〇-〇
 〇〇プレス工業(株)
 代表取締役 〇〇〇〇



騒音規制法 第8条第1項の規定により、特定施設の種類の数、特定施設の種類及び能力ごとの数、特定施設の使用の方法の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号						
〇〇プレス工業(株) 千葉工場		← 会社名でなく、事業所としての呼称を記入ください						
工場又は事業場の所在地		※施設番号						
千葉市中央区〇〇町〇〇-〇		※審査結果						
		※備考						
特定施設の種類の	型式	公称能力	数		使用開始時刻		使用終了時刻	
			変更前	変更後	変更前(時・分)	変更後(時・分)	変更前(時・分)	変更後(時・分)
別紙3のとおり		}						
			← 詳細は別紙3で記入してください					

- 備考
- 1 特定施設の種類の数に変更がある場合であっても、法第8条第1項ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、当該特定施設の種類の欄については、記載しないこと。
 - 2 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
 - 3 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 5 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

千葉県環境保全条例（特定施設構造等変更）の届出 記入例

様式第3号（第6条第1号，第16条，第37条，第54条関係）

特定施設構造等変更届出書

法人代表者印

※ 届出には正副の両方に届出者の押印が必要となります。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）千葉市長

届出者 住所（所在地）
〒〇〇〇—〇〇〇〇 千葉市中央区〇〇町〇〇—〇
氏名（名称及び代表者の氏名）
〇〇プレス工業(株)
代表取締役 〇〇〇〇 (*)

(*) 法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

この届出の取扱者（職氏名） 施設部長 〇〇

（連絡先電話番号） 245-5191

（連絡先電子メールアドレス）
@

本届出を管理・保管する方の連絡先を記入ください

千葉県環境保全条例〔第20条第1項・第32条第1項・第65条第1項・第87条第1項〕の規定により、次のとおり届け出ます。

届出に係る特定施設の区分	1 ばい煙等 2 水質 3 騒音・振動 4 悪臭		
工場等の名称	〇〇プレス工業(株) 千葉工場	※整理番号	
工場等の所在地	千葉市中央区〇〇町〇〇—〇	※受理年月日	年 月 日
特定施設の種別	別紙3のとおり	※備考	詳細は別紙3で記入してください
△特定施設の変更内容	別紙のとおり		

備考

- ※印の欄については、記入しないこと。
- △印の欄の記載については別紙によることとし、かつ、できる限り、図面，表などを利用すること。
- 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させて記入すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

法律・条例共通 別紙3（変更届出の場合）記入例

施設の構造及び使用の方法	特定施設の種類	冷凍機	送風機			
	設置年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日			
	使用年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日			
	型式	GHP〇〇△△	JK△△	増設する特定施設だけでなく、既に届け出られている特定施設や廃止した特定施設についても、記入する必要があります。記入例は、このページ下段をご覧ください。 型式や設置年月日が不明である場合は、市に相談してください。		
	公称能力	10.1kW	5.5kW			
	数	6	1			
	使用時間	0:00～24:00	0:00～24:00			
	使用状況	通年使用	通年使用			
騒音防止の方法	距離減衰による	防音壁設置				
振動防止の方法	防振ゴムパッド	防振ゴムパッド				
添付書類及び図面	1 特定施設の配置図 2 工場等の敷地の周囲約100メートルの見取り図 3 敷地内の建物の平面図・立面図 4 特定施設の構造図（カタログ・承認図又は写真） 5 消音施設等（建屋を含む）構造及び設置位置を示す図面 6 騒音振動の計算書					

既に届出済みの特定施設や騒音の2倍規定により届け出ていなかった特定施設について、種類名の後ろに「(既存)」と記入してください。

既に廃止した特定施設について、種類名の後ろに「(廃止)」と記入してください。

施設の構造及び使用の方法	特定施設の種類	機械プレス (既存)	空気圧縮機 (既存)	送風機 (既存)	冷凍機 (既存)	クーリングタワー (廃止)
	設置年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
	使用年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
	型式	ABC-55X	DEF-55Y	JK30L	GHP600	〇〇
	公称能力	300kN (30t)	22.0kW	30kW	3.75kW+4.5kW	5.5kW
	数	2	1	1	4	1
	使用時間	8:00～17:00	8:00～17:00	0:00～24:00	0:00～24:00	0:00～24:00
	使用状況	通年使用	通年使用	非常時	夏期のみ	夏期のみ
騒音防止の方法	屋内設置	屋内設置	距離減衰による	防音壁設置	防音壁設置	
振動防止の方法	防振架台	防振架台	防振ゴムパッド	防振ゴムパッド	—	
添付書類及び図面	1 特定施設の配置図 2 工場等の敷地の周囲約100メートルの見取り図 3 敷地内の建物の平面図・立面図 4 特定施設の構造図（カタログ・承認図又は写真） 5 消音施設等（建屋を含む）構造及び設置位置を示す図面 6 騒音振動の計算書			※ 規則第37条 特定施設構造等の変更届出 変更事項 1 特定施設の種類及び能力ごとの数 2 特定施設の構造 3 特定施設の使用の方法 4 騒音等の防止の方法 5 その他規則で定める事項		

千葉市環境保全条例（特定作業）の届出 記入例

様式第2号（第5条第1項、第36条第1項、第53条第1項関係）

特定作業実施届出書

法人代表者印

※ 届出には正副の両方に届出者の押印が必要となります。

平成●●年●●月●●日

（あて先）千葉市長

届出者

住所（所在地）
〒26x-xxxx 千葉市●●区●●町 xxx-xx

氏名（名称及び代表者の氏名）

株式会社●●●●

代表取締役 ●● ●●

（*）法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

この届出

の取扱者（職氏名） ●●部長 ●● ●●

（連絡先電話番号）043-xxx-xxxx

（連絡先電子メールアドレス）

XXXXXXXXXXXX@XXXXXXXXXXXX.co.jp

本届出を管理・保管する方の連絡先を記入ください

千葉市環境保全条例（第18条第1項、第19条第1項・第63条第1項・第64条第1項・第85条第1項・第86条第1項）の規定により特定作業の実施について、次のとおり届け出ます。

特定作業の区分	1 ばい煙等 2 騒音・振動 3 悪臭		
特定作業場の名称	株式会社●●●● 千葉工場	電話番号 26x-xxxx	
特定作業場の所在地	千葉市●●区●●町x-x-xxx 郵便番号 043-xxx-xxxx		
概要	特定作業の業種 又は作業の種類	別紙のとおり	※整理番号
	特定作業の目的に係る施設	別紙のとおり	※受理年月日 年 月 日
	特定作業の開始 予定年月日	別紙のとおり	常勤勤務(使用) する従業員 ●●人
	特定作業の実施期 間及び作業の時間	別紙のとおり	特定作業に要する 土地の面積 ●●m ²
	騒音・振動・悪臭 粉じん等の防止 又は処理の方法	別紙のとおり	公害防止のための 組織及び担当者 の氏名 ●●部長 ●● ●●
重機等の種類・形 式・能力ごとの台数	別紙のとおり	都市計画法の 用途地域 ●●●●地域	
添付書類	1 特定作業の場所の付近の見取図 2 特定作業に係る組織図 3 特定作業に係る事業経歴書 4 特定作業場の敷地内の建物配置図及び作業の目的に係る重機等の配置図		

備考

- ※印の欄には、記入しないこと。
- △印の欄については、別紙1から3までのうち該当するものによること。
- 用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

千葉県環境保全条例（特定作業）別紙２ 記入例

別紙 2

騒音又は振動に係る特定作業の概要

特定作業の種類 (該当のものを○で 囲むこと。)	1 板金若しくは製缶の作業又は 金属のつち打ち、研磨又は切断の 作業 2 鉄骨又は橋梁の組立ての作業 3 ブルドーザー、トラクターショ ベル、バックホウその他これらに 類する整地機又は掘削機を使用す る作業 4 建設車両又は建設機械の修理又 は整備をする作業 5 木材又は石材の加工作業 6 材料置場、原料置場、建設機械 置場その他これらに類するもの における材料等の搬入又は搬出の作 業	1 板金若しくは製缶の作業又は 金属のつち打ち、研磨又は切断の 作業 2 鉄骨又は橋梁の組立ての作業 3 ブルドーザー、トラクターショ ベル、バックホウその他これらに 類する整地機又は掘削機を使用す る作業 4 建設車両又は建設機械の修理又 は整備をする作業 5 木材又は石材の加工作業 6 材料置場、原料置場、建設機械 置場その他これらに類するもの における材料等の搬入又は搬出の作 業	
作業実施（予定）等 年 月 日	●●年●●月●●日	年 月 日	
特定作業の目的に係る 施設・重機等の種類	バックホウ		
施設・重機等の型式 及び能力	●●社 30 kW		
施設（重機等）の数	2台		
作 業 の 方 法	1 日の作業時間	午前9時 から 午後5時 まで	時から 時まで
	1 か月間の作業 日 数	20 日/月	日/月
	季節的変動の概要	なし	
原 材 料	種 類	金属スクラップ類	
	使 用 量	●●トン	
作 業 場 の 状 況	屋外		
騒音又は振動の防止 の 方 法	別紙のとおり	別紙のとおり	

備考

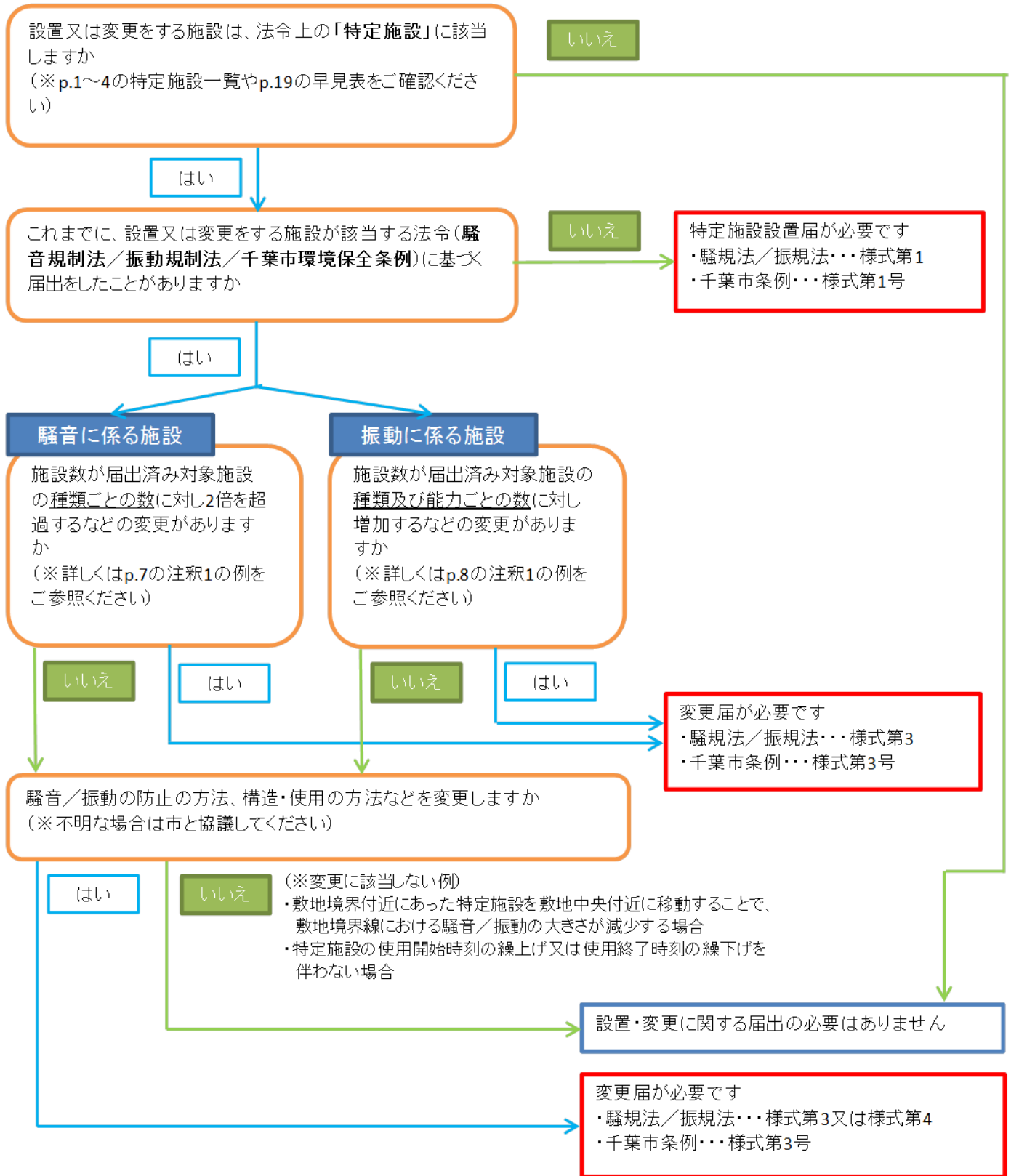
- 1 作業場の状況の欄には、特定作業を行う場所が建屋内か、屋外かを明確に記載すること。
- 2 騒音又は振動の防止の方法の記載については別紙とし、特定作業を行う建屋の構造、遮音塀の設置等騒音又は振動の防止に関して講じようとする措置、現に講じている措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を用いること。
- 3 用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

騒音・振動関係法令の特定施設早見表 (具体的な該当の判断に当たっては、法令本文等を確認してください。不明な場合は市に確認してください)

特定施設		騒音		振動	
		騒音規制法	千葉市環境保全条例	振動規制法	千葉市環境保全条例
金属加工機械	圧延機械	≥22.5kW(出力合計)	-	-	≥22.5kW(出力合計)
	製管機械	○	-	-	○
	ベンディングマシン	≥3.75kW(ロール式)	≥3.75kW(ロール式除く)	-	-
	液圧プレス	○(矯正プレス除く)	○(矯正プレス)	○(矯正プレス除く)	○(矯正プレス)
	機械プレス	≥294kN	<294kN	○	-
	せん断機	≥3.75kW	<3.75kW, ≥1kW	≥1kW	-
	鍛造機	○	-	○	-
	ワイヤーフォーミングマシン	○	-	≥37.5kW	<37.5kW
	プラスト	○(タンプラスト・密閉式除く)	○(タンプラスト・密閉式)	-	-
	タンブラー	○	-	-	-
	製びょう機	-	○	-	-
	製てい機	-	○	-	-
	切断機	○(といし式)	○(といし式除く)	-	-
	平削盤	-	○	-	-
	型削盤	-	○	-	-
研磨機	-	○	-	-	
自動やすり目立機	-	≥1.5kW	-	-	
圧縮機・送風機	空気圧縮機(冷凍機を除く)	≥7.5kW	<7.5kW, ≥3.75kW	≥7.5kW	<7.5kW, ≥3.75kW
	圧縮機(空気圧縮機・冷凍機を除く)	-	-	-	-
	冷凍機(エアコン室外機等)	-	≥3.75kW	-	≥3.75kW
	送風機	-	<7.5kW, ≥3.7kW	-	≥3.7kW
	クーリングタワー	≥7.5kW	<7.5kW, ≥0.75kW	-	-
土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい機、分級機		≥7.5kW	<7.5kW	≥7.5kW	<7.5kW, ≥3.75kW
粉碎機	穀物用製粉機	≥7.5kW(ロール式)	<7.5kW(ロール式)	-	≥3.75kW
	食品加工用粉碎機(穀物用製粉機を除く)	-	○	-	-
	その他の粉碎機(破砕機・摩砕機を含む)	-	○	-	≥3.75kW
繊維機械	織機	○(原動機によるもの)	-	○(原動機によるもの)	-
	紡績機械	-	○	-	-
	編組機	-	○	-	-
	ねん糸機	-	○	-	-
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	≥0.45m ³ (気ほう式除く)	<0.45m ³ (気ほう式除く)、○(気ほう式)	-	-
	コンクリートブロックマシン	-	-	≥2.95kW(出力合計)	-
	コンクリート管・コンクリート柱製造機械	-	-	≥10kW(出力合計)	-
	アスファルトプラント	≥200kg	<200kg	-	-
木材加工機械	ドラムパーカー	○	-	○	-
	チップパー	≥2.25kW	<2.25kW	≥2.2kW	<2.2kW
	碎木機	○	-	-	-
	帯のこ盤(製材用)	≥15kW	<15kW, ≥0.75kW	-	-
	帯のこ盤(木工用)	≥2.25kW	<2.25kW, ≥0.75kW	-	-
	丸のこ盤(製材用)	≥15kW	<15kW, ≥0.75kW	-	-
	丸のこ盤(木工用)	≥2.25kW	<2.25kW, ≥0.75kW	-	-
	かんな盤	≥2.25kW	<2.25kW, ≥0.75kW	-	-
抄紙機	○	-	-	-	
印刷機械	○(原動機によるもの)	-	≥2.2kW	-	
ロール機	-	○	≥30kW(ゴム練用・合成樹脂用) (カレンダーロール機除く)	-	
合成樹脂射出成形機	○	-	○	-	
鑄造型機	○(ジョルト式)	○(ジョルト式除く)	○(ジョルト式)	-	
ニューマチックハンマー	-	○	-	-	
自動製瓶機	-	○	-	-	
ドラム缶洗浄機	-	○	-	-	
ロータリーキルン	-	○	-	-	
コルゲートマシン	-	○	-	-	
重油バーナー	-	≥15L/h(重油使用量)	-	-	
天井走行クレーン	-	≥7.5kW(出力合計)	-	-	
門型走行クレーン	-	≥7.5kW(出力合計)	-	-	
集じん装置	-	○	-	-	
原動機(船舶・車両用を除く)	ディーゼルエンジン	-	≥7.5kW	-	-
	ガソリンエンジン	-	≥7.5kW	-	-
	ガスタービン	-	○	-	-
自動二輪車による断郊競技施設	-	○	-	-	
精米機	-	○	-	-	

※○印が付された施設は、能力を問わず対象となることを示します。

特定施設の設置・変更に関する届出確認フロー



<問い合わせ・届出書提出先>

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1
 千葉市環境局環境保全部環境規制課 騒音対策班
 電話 043-245-5191 FAX 043-245-5581 電子メール kankyokisei.ENP@city.chiba.lg.jp
 ホームページアドレス : <http://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/kankyokisei/sound.html>

“千葉市” “騒音”

⇒ 千葉市：騒音対策班のページへ